

国立市エコショップ制度について



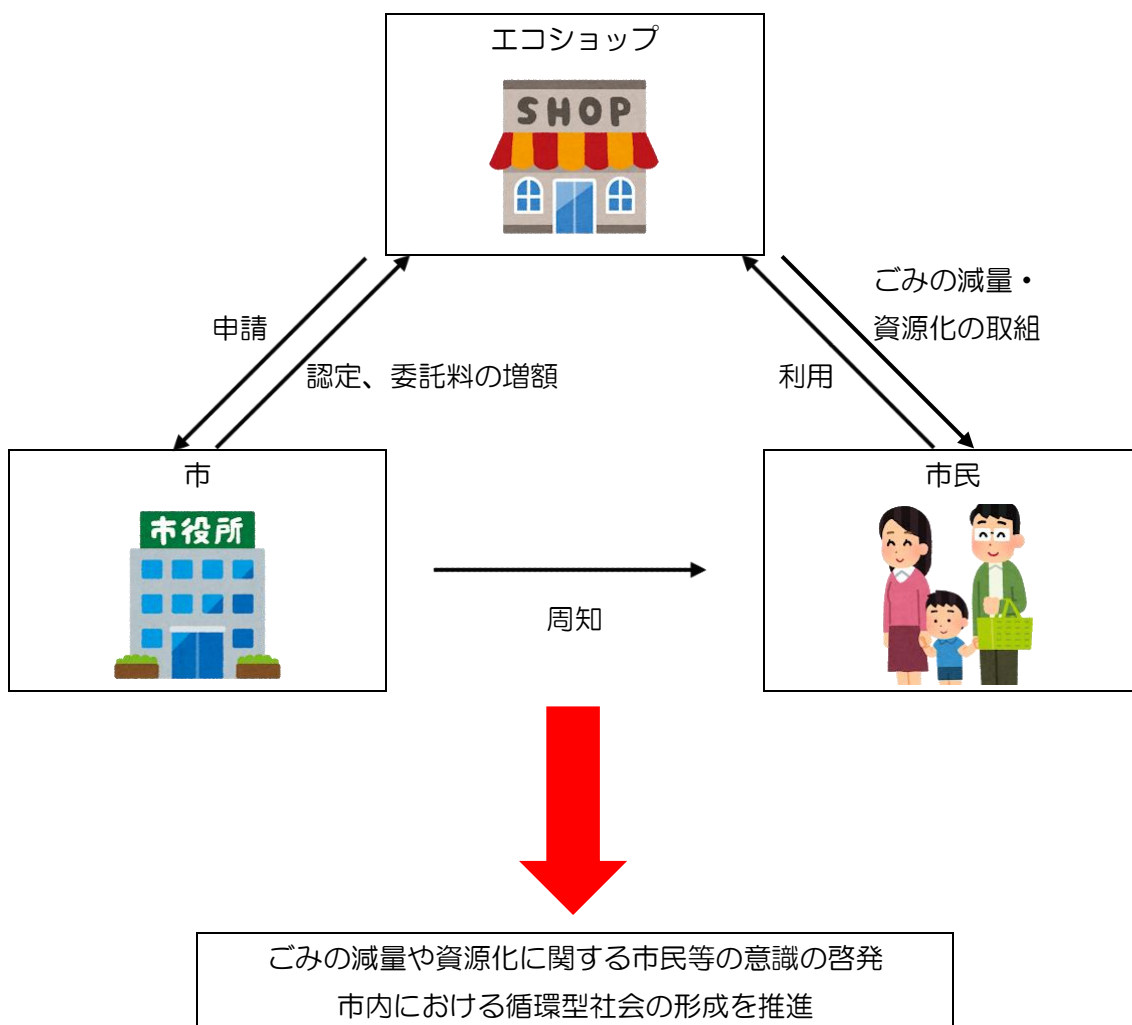
国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係

令和元年 10月

○ 制度の概要

この制度は、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店舗等を「国立市エコショップ」として認定することにより、ごみの減量や資源化に関する市民等の意識を啓発するとともに、市内における循環型社会の形成を推進することを目的としています。

具体的には、エコショップには店頭回収やレジ袋の削減等に取り組んでいたが、市は市報等による周知や有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料の増額等の支援をします。



○ エコショップの対象

エコショップの認定を受けることができる小売店舗等は、市内において営業している小売店舗等であって、下表に定める認定要件のうち満たす項目の点数の合計が8点以上であるものとします。

【認定要件表】

		項目	点数
店頭回収について	1	紙パックを回収している。	2
	2	食品トレイを回収している。	2
	3	ペットボトルを回収している。	2
	4	ペットボトルキャップを回収している。	1
	5	ビンを回収している。	2
	6	カンを回収している。	2
	7	上記に掲げるもののほか、店頭回収しているものがある。 (例) インクカートリッジなど	1品目につき 2
レジ袋について (いずれか1項目)	8	レジ袋の有料化又は廃止をしている。	3
	9	レジ袋辞退者に特典を付与している。 (例) ポイントの付与、割引の実施など	2
	10	買物袋の持参を奨励している。	1
その他	11	商品のバラ売り・量り売りをしている。 (例) 食料品の量り売りなど	1
	12	リサイクル製品・詰替商品等を販売している。 (例) 詰替用シャンプーなど	1
	13	生ごみ処理機・堆肥化容器を販売している。	1
	14	くにたちカードエコロジーポイントを発行している。	1
	15	リペア(物の修理・修繕)を行っている。 (例) 刃物研ぎなど	1
	16	事業所から出るごみの減量・資源化に取り組んでいる。 (例) 紙ごみの分別、食品廃棄物のリサイクルなど	1

○ エコショップの申請と認定

エコショップの認定を受けようとする小売店舗等は、国立市エコショップ認定申請書(第4号様式)を提出してください。申請は随時受け付けしています。

申請があったときは、その内容を審査(現地調査)し、エコショップとして認定するときは、国立市エコショップ認定証(第5号様式)に標示板を添えて交付します。

認定を受けたエコショップは、交付された標示板を消費者の見やすい場所に掲示してください。



▲標示板サンプル

○ エコショップの支援

エコショップについて、市報・HP等により利用の推奨や取り組みの内容の周知に努めます。

また、原則として認定日の翌月分から有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料を10%に増額します。(令和元年11月分以降)

【1箱当たりの家庭系可燃ごみ用有料ごみ処理袋の委託料】

	手数料	委託料(8%)	委託料(10%)	差額
小	3,000円	264円	330円	+66円
中	6,000円	528円	660円	+132円
大	12,000円	1,056円	1,320円	+264円
特大	24,000円	2,112円	2,640円	+528円

※ 消費税10%で計算

○ エコショップの認定の取消し

エコショップについて、要件に適合しないと認めるときやエコショップとして適切でない行為があったと認めるときは、エコショップの認定を取り消します。

エコショップの認定を取り消すときは、国立市エコショップ認定取消通知書（第6号様式）により通知します。

また、原則として取消日の翌月分から有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料を8%に減額します。

○ 申請先・問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市 生活環境部 ごみ減量課 清掃係

電話：042-576-2119（直通）